

三重県久留倍遺跡

服部 芳人

いせのくにあさけぐんが
伊勢国朝明郡衙

遺跡の所在地・立地

久留倍遺跡は、三重県四日市市大矢知町字久留倍および字矢内谷に所在し、古代においては、伊勢国朝明郡訓覇郷に属する。

当遺跡を訪れるには、近鉄名古屋線の富田駅から三岐鉄道の西藤原駅方面に乗り換え、4つ目の大矢知駅で下車する。その後は、徒歩で南方向へ約15分程度である。

当遺跡は、市域の北部を伊勢湾へと東流する朝明川と海蔵川とに挟まれた垂坂丘陵の北東先端部に位置する。遺跡の南側から西側にかけては谷地形がL字形に入り込み、一見すると独立丘陵状を呈しているが、標高約30mを最高所として、西側にやや広い平坦面が広がり、そこから東方向に向かって緩やかに傾斜し、沖積地へと繋がる地形に立地する(図1)。

当遺跡から東方向の眼下には沖積平野や伊勢湾もさることながら、対岸の愛知県知多半島が、

北東方向には現名古屋市街地が、また、良く晴れて澄みわたった日には南方向に伊勢神宮(内宮)の背後にそびえる朝熊山もかすかに遠望できることもある。現在当遺跡から、伊勢湾の海岸線までは約3kmであるが、古代の海岸線は、遺跡寄りの西側手前まで迫っていたことは十分考えられ、その景観はまさに絶景であったと想像される(図2)。



図2 遺跡の遠景(四日市市教育委員会提供)

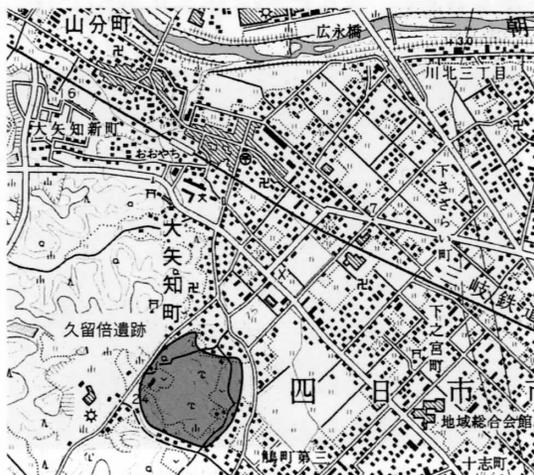


図1 遺跡位置図(1/25,000)

研究の経緯

古代朝明郡については、以下の歴史書の記載により、我が国の歴史上の表舞台に登場している。

まず、672年(天武天皇元)の「壬申の乱」である。大海人皇子(後の天武天皇)が、吉野宮を立ち、当地周辺に推定される迹太川の辺にて天照大神を遥拝し、戦勝を祈念する。その後、朝明郡衙に立ち寄ると『日本書紀』に記載されている(天武元年6月丙戌条)。また、『続日本紀』には、740年(天平12)の「藤原広嗣の乱」の際に、聖武天皇の東国行幸が行なわれ、「壬申の乱」で大海人皇子が通った経路を追うよう

に、朝明郡に立ち寄ったとの記述もある(天平12年11月丙午条)。さらに、『万葉集』には、その東国行幸の際に聖武天皇が、朝明の行宮(頓宮)で詠んだ可能性のある歌の記載もある(巻6-1030)。

なお、近年、迹太川の比定地については、当遺跡の南側に位置する「海蔵川」に当てる説が提起され⁽¹⁾、当遺跡の発見によって、朝明郡家(郡衙)・朝明の行宮(頓宮)は、当遺跡である可能性が考えられている。

当遺跡は、朝明川の下流南岸に所在し、これまで対岸の朝日丘陵を中心に、民間工場の建設に伴う新野遺跡や西山遺跡(東員町)、国道365号線の建設に伴う小牧北遺跡(市内小牧町)、東名阪自動車道や第二名神高速道路の建設に伴う西ヶ広遺跡(市内伊坂町)、中部電力の鉄塔建設に伴う縄生廃寺(朝日町埋縄)、第二名神高速道路の建設に伴う菟上遺跡(市内伊坂町)など開発に関連する多くの発掘調査が行なわれている。

新野遺跡では円面硯が出土しており⁽²⁾、西山遺跡⁽³⁾や小牧北遺跡⁽⁴⁾では多くの鉄滓・ふいごの羽口などが出土しており、鉄器生産関連の集落と考えられている。

また、西ヶ広遺跡では、7世紀後半～8世紀後半にかけての、庇付大型建物を含む掘立柱建物が約90棟検出されており、陶製の硯も出土している。これまでは、掘立柱建物群が相互に柱筋が揃うことや、規模の共通性、配置の計画性などから、何らかの公的な性格の遺跡との想定がなされてきた⁽⁵⁾。しかし、圍繞施設の有無、建物の規模・構成や配置などの検討から官衙的な性格というよりも豪族居宅的な遺跡の可能性も指摘されている⁽⁶⁾。

菟上遺跡では、6世紀末～8世紀前半にかけての、庇付大型建物や倉庫を含む掘立柱建物が約110棟検出されている。時期的には西ヶ広遺跡より先行する有力者の居宅遺跡と考えられている⁽⁷⁾。

また、縄生廃寺では、一辺約10mの瓦積の化粧を施した基壇の塔跡が検出されており、地下式の塔心礎からは舍利容器も出土している⁽⁸⁾。なお、現在のところ、朝明郡内において縄生廃寺以外に、顕著な白鳳時代の寺院跡は確認されていない。

発掘調査の経過

当遺跡が所在する丘陵の東斜面上を、北東方向から南西方向に貫通する形で、一般国道1号北勢バイパス道路の建設が計画、事業化されたのは1988年(昭和63)のことである。

このバイパスの路線部分と、その東西の「道の駅」予定地の約47,000m²を対象にして、1999年度(平成11)と2001年度から2006年度にかけて、約30,000m²以上の面積の事前調査を、四日市市教育委員会が行なってきた(図3)。

2004年度には、後述する掘立柱建物などの遺構が、古代伊勢国朝明郡衙に関連する重要な遺跡であるとの認識のもと、保存協議が再三行なわれた。その結果、本線部分を高架にし、さらに側道を海側(東側)に迂回させることで、主要な遺構を保存するという方向性でようやく決着することとなった。そのため、翌年の2005年度には、迂回させる側道部分などの調査を行ない、さらに2006年7月28日には、



図3 調査区全景(北東上空から)
(四日市市教育委員会提供)

「久留倍官衙遺跡」として、政庁と正倉院と考えられる約 20,000 m² について、国史跡の指定を受けて、現在に至っている。

なお、上記の北勢バイパス建設に伴う発掘調査のほかに、2005 年度には史跡申請の範囲を確定するための国庫補助事業の学術調査や、翌 2006 年度には史跡整備計画を立案するための国庫補助事業の学術調査も行なわれている。さらに 2008・2009 年度には史跡整備に伴う学術調査を計画しており、その後 5 カ年を目途に史跡整備を行なっていく予定である。

検出された遺構と遺物

発掘調査では、弥生～室町時代の各種遺構・遺物を検出したが(図4)、ここでは、古代の掘立柱建物群などの変遷を中心に記述を進めていく。この変遷については、これまでに、建物の重複関係・方位・距離・出土遺物を総合的に検討した結果、I 期～III 期の 3 つの時期に区分し、さらに II 期を 2 つ、III 期を 3 つの計 6 つの時

期に細分してきた⁽⁹⁾。しかし、その後の調査によって、若干変更せざるを得ない状況が判明している。

また、政庁域と考えられる丘陵西側の頂部平坦面は、概ね検出作業という、遺構の存在有無の確認調査に止まっており、詳細な重複関係など不明瞭な部分もある。しかも、遺物による明確な時期の確定にも至っていないため、変遷については未だ決定を見ていないのが現状である。そのため、後述する変遷については、あくまでも現段階での叩き台であり、途中段階のものとして理解していただきたい(図5)。

I 期 丘陵頂部平坦面の中央やや北寄りに、5 間×3 間で東面庇を持つ南北棟 (SB436) が存在する。この建物は正殿と考えられ、その南北両側には、左右の後脇殿と考えられる 8 間×2 間の東西棟が 2 棟 (SB443・SB444) 配置される。左後脇殿 (SB444) については、建て替えを確認したが、右後脇殿 (SB443) については、建

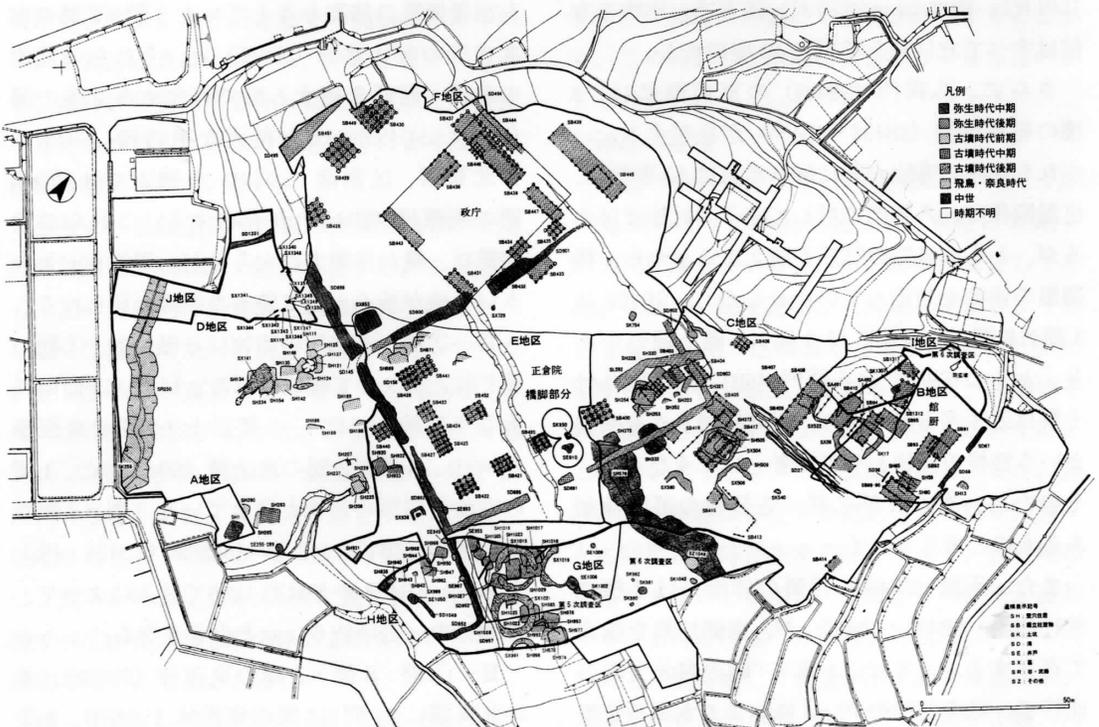


図4 遺構配置図

て替えは不明である。さらに、右前脇殿と考えられる場所に、5間×2間の東西棟 (SB431) が存在する。しかし、5間以上東に延びる可能性があること、柱掘方が1辺1m以上と、正殿 (SB436) より大きいこと、後述の八脚門 (SB434) に取り付く塀の柱穴の並びとずれることなどからI期ではなく、次のII期に属する建物の可能性が高くなった。なお、左前脇殿の場所については、後世の地形削平により検出することができなかった。

また、正殿 (SB436) の東には、3間×2間の建物 (SB434) が存在する。桁行の中央部分の柱間は10尺、そのほかの柱間は6尺、梁行の柱間は7尺等間で、中央に戸口を一つ備えたいわゆる「三間一戸の八脚門」である。前の両脇殿の存在は不明確となったが、上記の建物群はコ字状に配置され、八脚門周辺の一部しか確認できていないが、塀によって接続され、政庁域を作り出している。その範囲は、東西42m (140尺)、南北51m (170尺) 四方で、建物の方位はすべて北に対して東に10度振れる。

さらに、八脚門 (SB434) の東前面には、2棟の総柱建物 (SB432・SB435) が存在する。いずれも建物の方位が北に対して東に10度振れ、位置関係は、八脚門に対して若干非対称ではあるが、ともに東側の柱筋を揃えることから、楼閣風の建物を想定していた。しかし、SB432は3間×3間で、SB435は3間×2間と違いがあり、とくにSB432は八脚門 (SB434) に取り付く塀に近すぎる感もあり、当時期でしかも楼閣という性格の建物としては考えにくくなった。そのため、次のII期に属する建物の可能性があるものと考えておく。

また、正殿 (SB436) 西側の背後には2棟の総柱建物 (SB429・SB430) が、東側柱筋を揃えて存在する。ともに、4間×3間の南北方向の建物で、総床面積約70m²におよぶ大型の倉庫と考えられる。なお、この2棟と正殿との距離

は、政庁域の東西方向42m (140尺) の半分21m (70尺) であることから、当時期の建物と判断しているが、柱掘方が大きいこと、柱痕や重複関係の検出が未確定であることなどから、今後の調査によって時期を変更する可能性もある。

また、丘陵の東斜面上には3間×3間の総柱建物 (SB402)、5間×2間の東西棟 (SB404)、5間×3間に東面庇を持つ南北棟 (SB412)、2間×1間以上の建物 (SB414)、2条の柵列 (SA490・SA496) が存在する。この柵列は、これらの建物を画するように存在しているが、建物の可能性もある。これらの一群も北に対して東に10度振れることから、何らかの関連する施設ではないかと考えられる。

II—①期 I期の正殿 (SB436) の北側に14間×3間という長大な東西棟 (SB437)、八脚門 (SB434) の東側に4間×2間の南北棟 (SB433)、また、これまでI期の右前脇殿と考えていた5間以上×2間の東西棟 (SB431)、さらにI期の左前楼閣風の建物と考えていた3間×2間の南北方向の総柱建物 (SB435) と、それらの建物の北側・西側を画する形で存在する2条の溝 (SD494・SD495)、また長大な東西棟 (SB437) の北東側、区画溝 (SD494) を挟んで4間×3間の東西棟 (SB445) が存在する。これらの建物群は、概ね柱掘方の大きさが一辺約1mと大きいものが多く、建て替えの痕跡も見られる。

II—②期 当時期の建物は、概ねII—①期の建て替えによって構成される。14間×3間の長大な東西棟 (SB437)、5間以上×2間の東西棟 (SB431)、4間×2間の南北棟 (SB433) と、I期の右前楼閣風の建物と考えていた3間×3間の総柱建物 (SB432)、2条の区画溝 (SD494・SD495) である。SB431やSB433は建て替えによって、柱掘方の一辺は約60cmと小さくなる。

II—③期 8間×3間の東西棟 (SB438)、その北東側に14間×3間の東西棟 (SB439)、2条の区画溝 (SD494・SD495) で構成される。

SB438 は、II—①・②期の SB437 の建物の南側柱列にほぼ重なるように存在する。

III—①期 丘陵斜面上に、等高線に平行（南北方向）して北から 4 間×3 間の SB400、3 間×2 間の SB420、3 間×3 間の SB421、3 間×3 間の SB422 の 4 棟の総柱建物が西側の柱筋を揃え、また等高線に直交（東西方向）して西から 3 間×3 間の SB426、3 間×3 間の SB424 の 2 棟の総柱建物が北側の柱筋を揃えて存在する。以上の 6 棟は、L 字型に配置されるが、ほかに 3 間×3 間の SB452 の 1 棟だけ、その内側に存在する。これらの 7 棟は、いずれも方位が北に対して東に 27 度振れ、柱掘方の規模は概ね 1 m 四方で、総柱建物の正倉と考えられる。

また、これらの正倉を囲むように幅約 2 m、深さ約 1 m の溝が掘削されており、その規模は、溝心々間の距離で、東西約 69 m (230 尺)×南北約 99 m (330 尺) である。この区画された溝には、東側、西側、北側の 3 ヶ所に途切れる場所が存在する。入り口としての機能が考えられる。なお、正倉については、その配置から考えて、当時は区画溝内全体に存在していた可能性も考えられるが、後世の地形削平によりほかの建物は検出されていない。

さらに、丘陵頂部平坦面の南側に 3 間×3 間の総柱建物 (SB428) 1 棟が存在する。この建物も上記の南側列の正倉群と北側柱列を揃える。

III—②期 南側列の正倉 3 棟のうち、中央の 1 棟 (SB424) が東西に建て替えて分離され、2 棟 (SB423・SB425) になる。これにより、南側列の 3 棟 (SB426・SB423・SB425) はすべて東西棟となる。また、東側列の正倉 4 棟のうち、SB420 は 3 間×2 間から 3 間×3 間に、SB421 は 3 間×3 間から 4 間×3 間に建て替えられ、4 棟すべてが南北棟となる。この時期も区画溝は機能していたと思われる。

III—③期 区画溝の南外側に 1 棟 (SB440)、内側に 2 棟 (SB441・SB427) の総柱建物が存在

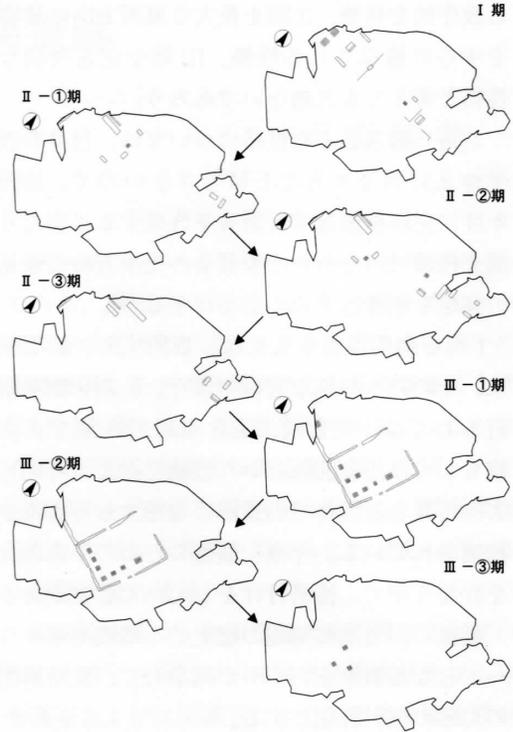


図5 遺構変遷図

する。区画溝の外側にも建物が存在することから、この時期で区画溝の機能はなくなったのかもしれない。

遺跡の性格

上記の掘立柱建物などの変遷について、I 期～III 期の 3 つの時期に区分し、さらに II 期を 3 つ、III 期を 3 つの計 7 つの時期に細分してきた。しかし、出土遺物から時期を決定しようとしても、III 期の区画溝から 8 世紀後半から 10 世紀代の遺物が出土しているだけで、II 期はそれ以前、さらに I 期はそれ以前としか、今のところ言いようがないのが実態である。また、丘陵北東の裾部に存在する掘立柱建物群が、各々の時期に同時存在するかによって、各時期の性格もさることながら、遺跡全体の性格が変わってくる可能性は十分に考えられる。

以上、現時点では調査が不十分ではあるが、各時期の性格の概略としては、I 期を正殿・八脚門・脇殿などで構成され、東方向を正面とす

る政庁的な性格、II期を長大な東西方向の建物を中心に構成される性格、III期を正倉院的な性格と考えても大過ないであろう。

さらに踏み込んだ性格については、自身の浅学ゆえに言及することはできないので、2006年度に史跡整備基本計画書を作成するに当たり、調査指導に当たられた委員会の先生方のご意見の概略を紹介しておくことにする⁽¹⁰⁾。

I期を朝明郡衙もしくは、郡衙支所、朝明駅家、そのほか特殊な官衙の政庁、II期を朝明頓宮もしくは、正倉院、正倉別院、III期を正倉院もしくは正倉別院という性格で捉え、時期によって異なる性格で当遺跡は変遷する可能性が指摘されている。今後、整備のための学術調査を行なう中で、性格付けをしていく必要がある。

最後に、当遺跡周辺の歴史的な環境やキーワードとなる事象をいくつか挙げて、性格解明のための検討課題とする。

- ① 朝明川流域に、県内では珍しい横穴墓が近年多く確認されている。
- ② 垂坂丘陵には、古墳時代から平安時代にかけての窯跡が多く存在する。
- ③ 遺跡周辺の小字に、条里の存在を示唆するような例がある。また、大矢知は、大家(オオヤ)、すなわち郡衙がおかれた地が転記した可能性も指摘されている⁽¹¹⁾。
- ④ 朝明郡内には、24座(社)の式内社が存在する。南に隣接する三重郡は6座(社)であり、その数の多さは注目に値する。なお、当遺跡の西側には櫻神社・長倉神社と呼ばれる式内社が2社存在する。訓読みで共に「クラ」が付き、興味深い。
- ⑤ 現在、当遺跡の東側、丘陵の裾部分を南北方向に県道四日市多度線が走っており、古代の東海道は、まさにこの道路である可能性も考えられる。政庁が東を向くという特異な事例は、この道路に規制されたものかもしれない。今後に残された検討課題は、上記の5点以外

にも考えられるが、当遺跡で確認された掘立柱建物群などが、史実に記載された事象に、結びつく可能性があることが、当遺跡の最大の意義である。

註

- (1) 岡田 登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢一朝明郡家跡の発見を契機として一」史料、191、皇學館大学史料編纂所報、2004
岡田 登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢(下)一朝明郡家跡の発見を契機として一」史料、192、皇學館大学史料編纂所報、2004
- (2) 東員町教育委員会『西山遺跡・新野遺跡』1976、三重県教育委員会『新野遺跡発掘調査報告—C地区—』1972
- (3) 東員町教育委員会『西山遺跡・新野遺跡』1976
- (4) 三重県埋蔵文化財センター『小牧北遺跡発掘調査報告』2007
- (5) 小玉道明ほか「西ヶ広遺跡」『東名阪道路埋蔵文化財調査報告』三重県教育委員会、1970、小玉道明ほか『西ヶ広遺跡発掘調査報告—D地区—』四日市市教育委員会・四日市文化振興会、1972
- (6) 三重県埋蔵文化財センター『西ヶ広遺跡(第3・4次)発掘調査報告』2006
- (7) 三重県埋蔵文化財センター『菟上遺跡発掘調査報告』2005
- (8) 早川裕己『朝日町文化財調査報告第一冊繩生廃寺跡発掘調査報告』朝日町教育委員会、1988
- (9) 四日市市教育委員会『久留倍遺跡—範囲確認調査報告書—』2006
- (10) 四日市市教育委員会『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』2007
- (11) 辻 直樹「古代伊勢国朝明郡郡家比定地についての一推察」三重の古文化、82、1999

2009年3月5日 初版発行

《検印省略》

にほんこだい ぐんが いせき
日本古代の郡衙遺跡

編者 条里制・古代都市研究会

発行者 宮田哲男

発行所 (株)雄山閣

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-9

電話 03-3262-3231 (代) FAX 03-3262-6938

振替：00130-5-1685

<http://www.yuzankaku.co.jp>

印刷 (株)三陽社

製本 協栄製本株式会社

© The Association for Ancient Rural and Urban Studies
2009 Printed in Japan
ISBN 978-4-639-02076-9 C3021

*法律で決められた場合を除き、本書からの無断のコピーを禁じます。